警報発令時の措置

地震の発生 及び 気象の警報が発令された場合の

緊急措置について

緊急時の措置の場合には、地区委員会のみなさまにご協力をお願いすることになります。
時間の経過に伴って措置の変更がある場合など、連絡等が混乱をきたし、ご迷惑をおかけする場合もございましょうが、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

<警報発令時の措置>

1 大阪府（北部）に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとる。
2 大雨警報」「大雨・洪水警報」の場合は、通常通り登校する。
3 2 の条件で途中から登校する場合も、弁当を持参すること。

午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合

1 午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合・・・自宅待機
2 午前9時までに暴風警報が解除された場合・・・・・・2時間目より授業開始
3 午前9時の時点で暴風警報が解除されていない場合・・臨時休校

★登校後に暴風警報が発令された場合は、原則として全員下校となります。
★ 「特別警報」においても、同じ措置とらせていただきます

<地震発生時の措置>

<1. 大地震（震度5弱以上）が発生した場合>

始業前・・臨時休校
授業中・・授業中止（状況により、学校待機または集団下校の措置をとる）

<2. 震度5弱未満の地震が発生した場合>

学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、対応措置を判断する。
「臨時休校の連絡」（連絡網）がない限り通常通り登校する。

★大地震発生による「臨時休校」の期間は、学校からの連絡に従ってください。